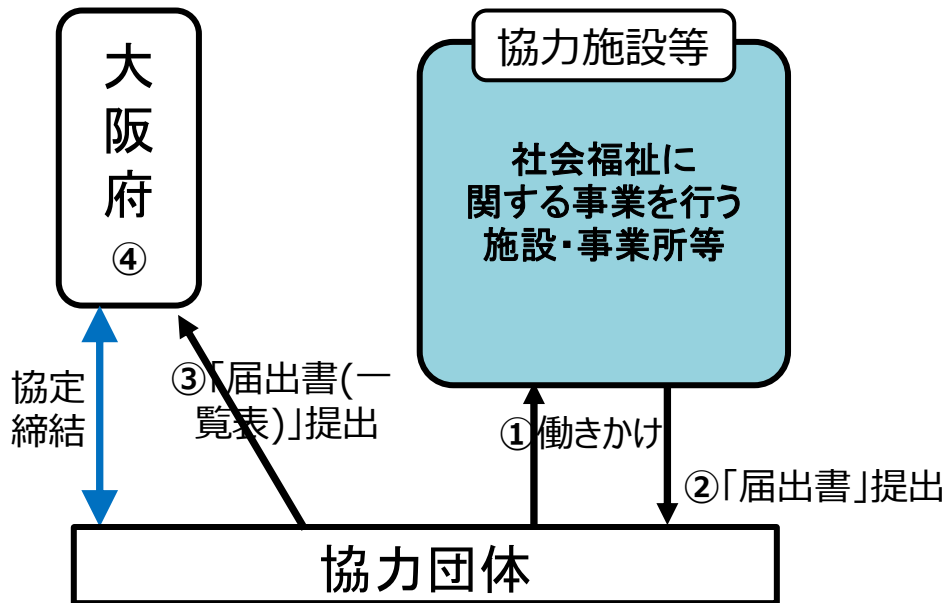


【別紙フロー A】 要領第2条(1)ア

■ 協力団体からの推薦による場合

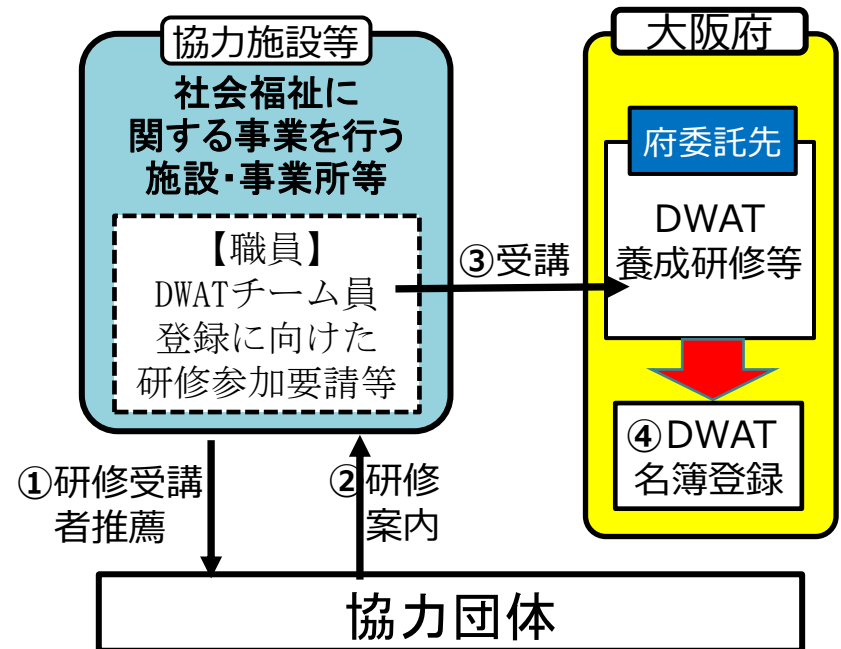
(1) 法人からの協力申出



<主な手続きの流れ>

- ① 協力団体から各法人へ働きかけ
- ② 法人から、知事あての「協力施設等届出書(様式2-1)」を協力団体に提出
- ③ 協力団体は「協力施設等届出書(様式2-2:一覧表)」を作成し、②の「届出書(様式2-1)」とともに府へ提出
- ④ 府は「大阪DWAT協力施設等一覧」作成・HPへ掲載

(2) 研修受講・DWAT名簿登録



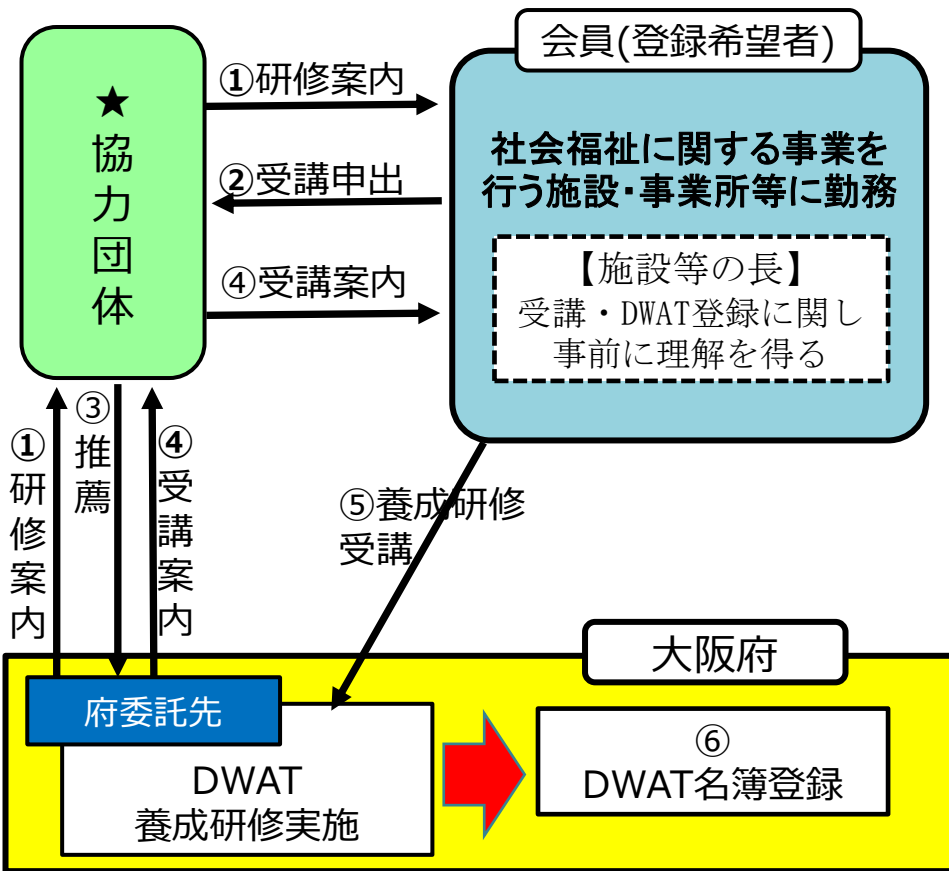
<主な手続きの流れ>

- ① 協力施設等の長は、DWAT養成研修等受講職員を推薦「研修受講の推薦者名簿(様式2-A)」を協力団体に提出
- ② 協力団体等から協力施設等へ研修の案内
- ③ 協力施設等の理解のもと、DWAT養成研修等を受講
- ④ 府は所定の研修修了者を「大阪DWAT名簿」に登録

【別紙フロー B】要領第2条(1)イ

■協力団体（職能団体に限る）からの推薦による場合

○ 研修受講時には、施設・事業所等から「協力届出」の提出が困難なケース



<主な手続きの流れ>

- ① 研修の案内（府委託先 ⇒ 協力団体経由）
- ② 登録希望者は受講希望申出
- ③ 協力団体は、DWAT養成研修等受講職員を推薦
「研修受講の推薦者名簿(様式2-A)」
- ④ 研修受講案内（府委託先 ⇒ 協力団体経由）
- ⑤ 登録希望者はDWAT養成研修等を受講
- ⑥ 府は所定の研修修了者を「大阪DWAT名簿」に登録

★協力団体として推薦する場合の留意点★

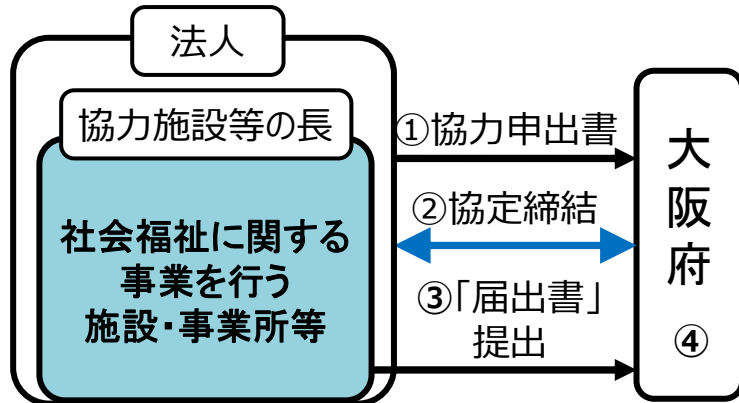
登録希望者が所属する「施設・事業所等の長」から、「協力施設等届出書(様式2-1)」の提出が困難であるものの、施設長等に事前に口頭等で理解を得ていると確認し、協力団体として研修受講及びチーム員として相応しい者と判断した場合は、推薦できるものとする。

☆登録希望者は、DWAT名簿登録後、研修や訓練への参加にあたり、必ず施設・事業所等の長の承諾を得ること。

【別紙フローC】要領第2条(2)

■ 個別協力施設等からの推薦による場合

(1) 協力申出と協定の締結



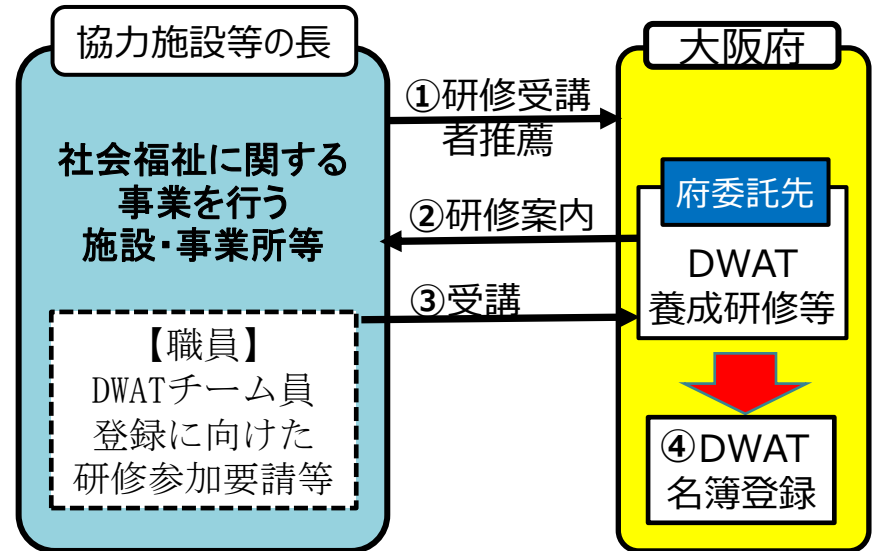
【協定締結に関する留意点】

社会福祉に関する事業を行い、協力団体に加入していない場合に限り、個別に協定を締結するもの

<主な手続きの流れ>

- ① 法人から「協力申出書(様式3)」を府に提出
- ② 法人と府において「派遣に関する協定(様式1)」を締結(2通作成し、双方1通保有)
- ③ 個別協力施設等の長は「届出書(様式2-1)」を作成し、府へ提出
- ④ 府は「大阪DWAT協力施設等一覧」作成・HPへ掲載

(2) 研修受講・DWAT名簿登録



<主な手続きの流れ>

- ① 協力施設等の長は、DWAT養成研修等受講職員を推薦「研修受講の推薦者名簿(様式2-A)」
- ② 研修の案内(府委託事業者)
- ③ 協力施設等の職員はDWAT養成研修等を受講
- ④ 府は所定の研修修了者を「大阪DWAT名簿」に登録